

# 《個別労働関係紛争のあっせん》とは

労働者委員 竹下 正人

こんにちは、鹿児島県労働者委員の竹下正人です。

労働委員会委員を拝命して、既に5年6か月が経過しました。この間、労働者委員としての重責を感じながら、問題解決を図るべく、私なりに精一杯の努力をしてみいました。

## 1 非正規従業員も労働者

近年、労働者を取り巻く労働環境は、産業構造・就業構造が変化する中で従来の雇用システムの見直しが進み、正規従業員が減少する一方で、パートタイム労働者や派遣・契約社員等の非正規従業員が増加しております。

こうした非正規従業員は正規従業員に比べて、賃金、ボーナス、退職金や福利厚生などの労働条件に格差があり、いつ解雇されるかわからない、といった不安定な地位におかれるなど、さまざまな問題点が指摘されています。しかし、非正規従業員であっても、「労働者」という点では正規従業員と何の違いもありません。

このような労働環境の中、例えば、あなたの会社でこんなことはありませんか？

- \*景気が悪いということで人員整理をしているが、一方で新規社員を募集している。
- \*労働条件の変更について、話し合いが円満に進まない。
- \*残業の連続なのに、残業手当がキチンと支払われない。
- \*パワハラ・嫌がらせで困っている。
- \*突然、配置転換や転勤を言い渡された。

こうした職場での不満や不安が増えております。だからといって「労働組合がある会社」が上記のような問題がないとは言えません。また、「労働組合がない会社」がすべて上記のような状況におかれているわけでもなく、労働組合がなくても従業員の気持ちを考えて世間並みの労働条件等を十分考慮し、対応されている企業・経営者も多く存在しております。

## 2 「個別労働関係紛争のあっせん」とは

県労働委員会のあっせん員は、公正に労働者・使用者双方の言い分を聞きながら、助言等を行い、要点を確かめ、両者に対して具体的な『あっせん案』を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、歩み寄りを促進することにより、紛争の円満な解決を図っております。

また、あっせん事案に関して、県労働委員会のあっせん員が職務上知り得た労・使の秘密は、法によって外に漏らすことを禁止されていますので、秘密は固く守られます。

これは、あっせん員である間はもとより、あっせん員を辞めた後も一切漏らしてはならないこととなっております。

みなさん、一人で悩まず、労働委員会に遠慮なく御相談されてみてはいかがでしょうか。